



# 筑紫女学園大学リポジット

## 中国における教育近代化に関する一考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 筑紫女学園大学 公開日: 2024-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 崔, 淑芬 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000006">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/2000006</a>

# 中国における教育近代化に関する一考察

崔 淑 芬

A study on educational modernization in China

Shufen CUI

## はじめに

二十世紀初頭以来、「民主」や「科学」を主要な内容とした新文化運動の影響が高まり、清末に米国に派遣された留学生が続々と学業を終えて帰国、大学の創設における中心的な役割を發揮し始め、教育上参考にした対象国はドイツや日本から米国へと変わった。学制の改革、教育権の回収、義務教育の実施など、教育改革の声が高まったのである。

一九二二年十一月一日、大總統教令第23号をもって、教育部（日本の文科省に相当する）は各省区に「学校系統改革案」が公布された。この学校系統改革案は、壬戌学制の中国近代教育史研究において法的根拠となった法令であるため、各地域は「学制系統草案」にもとづく学制改革の試みが、教育運動として展開されることになった。

中国における六・三・三・四制の採用を内容とし、その年の旧暦の干支によって「壬戌学制」と呼ぶ。新法令は、清末以来の日本方式、ドイツ方式による中央集権的な束縛から脱却し、アメリカ型による地方分権的方向へ転換したのである。

本論は、「学校系統改革案」の制定の基準、実施に向けた取り組み、実効性などを分析するとともにその近代化教育制度に果たした役割、特徴および問題などを考察する。

## 一、教育体制の転換

### 1、「学校系統改革案」の公布

第一次大戦で軍国主義のドイツを破ったアメリカのウィルソン大統領は、十四カ条の平和宣言を行い、平和維持の方策として国際連盟の創設を提唱した。これによってアメリカは、中国民衆にとり平和・自由のシンボルとなった。しかもアメリカの教育界は、デューイを先頭にそれまでの伝統的な注入教育を否定、児童中心的教育理論の構築を実践していた。それはアメリカ国内のみならず、海外の教育界にも広く新風を吹き込みつつあった。

一九二二年二月八日に広東新学制実施研究会が第一次大会を開き、三月十四日には江蘇省新学制研究会が成立、学制改革に対する研究が活発化した。こうなると教育部としても猶予を許さず、六

月三十日に「教育部学制會議章程」九条を公布、七月二十五日に学制會議事務所を成立させ、九月八日に「学制會議細則」を公布した。この章程や細則に基づき、九月二十日～三十日に学制會議が開催された。

新学制は、各級学校の修業年限を小学六年（初級小学四年、高級小学二年）、初級中学三年、高級中学三年、大学四～六年とし、また「義務教育年限は暫く四年を基礎とし、地域ごとに弾力的な基準を適宜延長できるようにした。入学年齢は地方の実情により定める」とし、教育権を省、区、県など地方へ大幅に委ねることとした。この新学制の中で、以前と相違している第一は、小学教育の一年短縮、つまり七年を六年に改めたこと。それまでの国民および高等などの名称をすべて廃止、初級、高級と称することとして、両者を経営するものが小学校であるとしたのである。同時に、義務教育は四年と明確に定めた。第二の中学校の変更が最も大きな相違点であった。

一方では修業年限を延長し、四年を六年に改めたが、他方ではそれを初級、高級と二級に分け、更に中学に専科制度を取り入れたのである。第三の師範教育にも相当な変化があった。先ず、以前の五年の師範学校は六年に改められ、あるいは単独に後期三年の師範経営を許した。また高級中学に師範科を設け、更にもとの高等師範を師範大学へ昇格させ、改称したことである。第四は、もとの実業学校の系統を取り消し、代わりに職業学校を置き、高級と初級に分けた。第五には、大学の修業年限を四年ないし六年としたが、予科制度だけは廃止された。<sup>(注1)</sup>

この学制は中華人民共和国以後一九五一年までも続く。一方、蒙養院は幼稚園と改称された。小学から大学卒業に至るまで、計十六年ないし十八年の教育を受けることとなり、もとの壬子学制（一九一二年）の修業年限に比して大きな差はない。教育行政機関の変更については、もとの県勸学所が教育局に改称され、特別市教育局が設けられた。この学制は、中国近現代教育史上に重要な地位を占めている。

## 2、「促進女子教育案」の頒布

女子教育については、改革案の中に「促進女子教育案」が挙げられた。この学制は、女子教育の発展史上、画期的な意義を持っている。初めて男女の性別なく、平等な教育を受けられる、教育の一本系統を生み出したからである。更に、一九二八年の全国教育會議では「三民主義教育をもって中華民国の教育主旨とする」ことを議決、中で「男女教育の機会に平等であり、女子教育は健全な徳性の陶冶、母性の特質の保持、良好な家庭生活および社会生活の建設に注視すべき」と第六条で確立したのである。

一九二〇年五月、教育部は一連の女子教育に関するものを頒布した。

一つ、女子礼法勘案のため、各女学校の意見を徴集する。

一つ、教育部は、女子高等小学校の補習科の適切な制定について各省区へ通達する。

一つ、教育部は、女子中学校簡易職業科附設について各省区へ通達する。

一つ、教育部は、各省長などに女子中学校家庭科で実習を重視するよう通達する。

一つ、女子中学課程審査報告および女子師範学科の答申案を各校に頒布し、参考にさせる。

一つ、教育部より各省区に対し女子中学校の計画実施について通達する。

これらの通達は、女子に対する教育は、徳育を重視させること、女子中学に簡易職業科を附設させることや家庭科で実習を重んじさせることなどである。当時の教育部は、女子の思想教育、職業教育への関心が深まっていることがわかる。それについては、「女子中学校は簡易職業科を附設するとともにもっと拡充する必要がある」と「女子高等小学校補習科附設」の中で強調した。家庭科に関する科目の注意に関する通達の中では、『大学』（四書の中の一つ）によれば、国や天下を治めるには先ず家庭を整えること。というのは、家庭は社会構造の根本的なものである。家庭のことと言えば、先ず家事の研究から始まる。最近多くの女子中学校は家事の実践が多かったが、教科書の勉強が足りない。……家事の授業は女子中学校の中で最も重要なものである。コマ数を増やさなければならぬ」とあり<sup>(注2)</sup>、二十年代における学部的女性教育に対する主旨の一面が垣間見える。そこで湖南省教育会が一番早く一九一二年から一九一三年にかけてできた壬子癸丑学制に対して批判し、女性教育方式の改善を要求した。主に女子学生が高等教育を受けられるよう学校の体制をつくることを提唱した。

## 二、教育権の回収と大学の変遷

### 1、教育と宗教の分離

一九二二年、北京大学の学長蔡元培（1868～1940）は「教育の独立」、「教育は政治と宗教から独自に歩むべき」を主張した。<sup>(注3)</sup> 蔡氏は中国の思想家、教育家。浙江省紹興の人。教育総長、北京大学校長を歴任。学制改革、固有文化の評価などに貢献、民主主義者として活躍した。また、中華民国の学者・思想家・外交家・北京大学の教授胡適も中華教育改進社から分離した済南会議の中で「およそ初等教育には宗教教育を入れてはいけない」と強調した。<sup>(注4)</sup> さらに、教育家・思想家余家菊は中華教育界で「キリスト教会学校問題」の文章を発表し、「教育権を取り上げる」と提唱した。そこで教育と宗教の分離、学校の経営権を教会から引き挙げる事が全国に注目されたのである。一九二四年一月、全国教育連合会は以下の二点を認定した。

一つ、教育は宗教から分離することの実行案

一つ、外国人の中国国内での教育実施を取り締まる案

一九二五年二月、中華教育界は教育権の回収運動が始まることを宣言した。当時、キリスト教会の中小学校は、中国のほぼ各省に分布していた。大学教育においても相当な数がある。特に、女子教育に影響が大きかった。「中国キリスト教教育事業十年調査」によれば、大学および学生人数の一覧表は表1の通りである。

表1 キリスト教系大学統計表

(単位：人)

校名	予科	一年生	二年生	三年生	四年生	卒業生	特別生	聴講生	合計
燕京大学	0	146	107	62	40	9	11	57	432
燕京女子大学	38	19	20	13	5	3	1	0	99
北京協和医学 大学	0	20	18	11	8	0	0	0	57
齊魯大学	54	49	106	43	54	10	13	0	329
金陵大学	169	140	77	37	36	3	3	15	480
金陵女子大学	0	43	31	26	14	0	17	2	133
東呉大学	37	129	49	53	66	2	6	0	342
滬江大学	77	167	76	44	31	0	8	18	421
約翰大学	0	153	93	99	64	15	0	1	425
之江大学	0	70	29	12	13	0	0	0	124
福建協和大学	0	104	34	18	18	0	4	3	181
嶺南大学	0	101	42	32	34	0	7	9	225
雅礼大学	64	72	20	10	10	0	0	0	176
華中大学	0	36	22	17	17	4	1	3	100
華西大学	128	54	18	22	12	0	24	0	258
華南大学	6	19	19	19	9	0	0	3	75
湖濱大学	0	0	5	9	3	5	0	0	22
路得大学	0	0	16	0	0	2	0	0	18
合 計	573	1,322	782	527	434	53	95	111	3,897

上海商務印書館『中国教育統計概覽』により作成

近代以来、英、米、独、仏等もさまざまな学校をつくったが、中でもキリスト教会の学校が最も多かった。

教育権の回収がきっかけとなり、上に掲げた大学の一部が廃校となったり、回収されたりした。また、女子大学の学校数と学生数も増加した。教育部「全国各大学の沿革統計表」によれば、華南大学は一九二七年に回収され、一九三三年に華南女子文理学院に改称、中国語、外国語、教育、家政、数理、化学、生物、音楽などの学科を設けた。一九三〇年、金陵女子大学も回収され、のちに、金陵女子文理学院に名称変更された。その前、武昌文華大学は武昌華中大学へ、一九二五年の湖濱大学、一九二七年の嶺南大学、一九三一年齊魯大学、一九三九年燕京大学と皆、政府に回収され、教育の認可権を得て改善した大学である。

## 2、大学の創設

一方では、教育権回収と同時期に創立された大学も現れた。一九二九年、河北師範学院が設置された。最初は国文と家政の二学科だけであったが、英文、歴史、地理および教育、音楽、体育などの学科が創設された。

### 1) 国立大学

- 中山大学 一九二六年、旧広東大学と広東高等師範農専・法専と合併してできた  
 山東大学 一九二六年、旧山東農、鉱、法、商、医の六専門学校が合併して設立  
 北平大学 一九二六年、旧北大、法大、農大、工大、師大、女子師大、女子大学、芸術専門学校などが合併  
 浙江大学 一九二六年、旧校名は第三中山大学。浙江省の工、農専攻学校はその大学の附属学科、後に浙江大学と名付けた  
 四川大学 一九三一年、旧成都師範大学、成都大学

### 2) 省立大学

- 東北交通大学 一九三七年、もとの交通部唐山大学錦県分校  
 河南大学 一九三七年、もとの中州大学と農法両専門学校の合併  
 安徽大学 一九三七年、一九三八年二月学生を募集、翌年一月に安徽大学と名付け開学  
 広西大学 一九三八年、一九三七年当省府設け、三十八年閉校  
 吉林大学 一九三九年、もとの公立法専から大学に改善

### 3) 私立大学

- 大夏大学 一九二四年、前身の厦門大学の学生および教授の欧之懐らが創設  
 光華大学 一九二五年、湖濱大学と合併して創立  
 広東国民大学 一九二五年、もとは私立大学部であった。広東国民政策の認定を得て創建  
 輔仁大学 一九二五年、もとの輔仁社会学校  
 広州大学 一九二七年、呉在民らにより創立した私立大学

これらの大学は教育権の回収時期にできた。いずれも男女共学となっており、国立大学、省立、私立が五校ずつになっている。大学の増加は女子に多くの大学教育を受ける機会を与えたのである。(注5)

一九三一年の女子大生の在籍大学および人数は表2の通りである。

表2 全国1931年男女大学生の統計表

		在 校 生		
		男子 (人)	女生 (人)	合計 (人)
国 立 大 学	校 名			
	中央大学	1,873	273	2,146
	北平大学	1,604	548	2,152
	中山大学	1,251	128	1,379
	武漢大学	539	32	571
	精華大学	610	54	664
	北平大学師範大学	793	495	1,288
	浙江大学	574	40	614

	校 名	男子 (人)	女生 (人)	合計 (人)
国立大学	北京大学	910	31	941
	暨南大学	666	65	731
	同济大学	252	29	281
	交通大学	688	22	710
	四川大学	1,337	99	1,436
	山東大学	242	18	260
	合計	11,339	1,834	13,173
省立大学	東北大学	1,819	91	1,910
	広西大学	36	—	36
	東陸大学	85	11	96
	河南大学	453	31	484
	安徽大学	398	33	431
	山西大学	777	6	783
	湖南大学	311	26	337
	東北大学	214	—	214
	吉林大学	160	7	167
	合計	4,253	205	4,458
私立大学	燕京大学	391	158	549
	嶺南大学	214	70	284
	中法大学	172	30	202
	金陵大学	505	32	537
	輔仁大学	548	—	548
	武昌中華大学	407	51	458
	齊魯大学	254	71	325
	震旦大学	199	—	199
	南開大学	383	72	455
	滬江大学	377	168	545
	光華大学	362	92	454
	広東国民大学	681	58	739
	広州大学	426	32	458
	厦門大学	402	33	435
	東呉大学	358	43	401
	復旦大学	1,094	121	1,215
	武昌華中大学	58	16	74
	大厦大学	1,005	155	1,160
	大同大学	153	74	227
	合計	8,189	1,276	9,265
総 計		23,781	3,315	27,096

表3 1933年全国大学・専科等教育統計表

学校類別		教員数				学生数			
		男子 (人)	女子 (人)	合計 (人)	女子率 (%)	男子 (人)	女子 (人)	合計 (人)	女子率 (%)
国立	大学	2,477	122	2,599	4.69	11,339	1,834	13,173	13.92
	単科大学	69	2	71	2.81	680	11	691	1.59
	専科	33	8	41	19.51	58	14	72	19.44
	合計	2,579	132	2,711	4.87	12,077	1,859	13,936	13.33
省立	大学	549	14	563	2.49	4,253	205	4,458	4.60
	単科大学	298	9	307	2.98	1,384	280	1,664	16.83
	専科	371	1	372	0.27	1,084	37	1,121	3.30
	合計	1,218	24	1,242	1.93	6,721	522	7,243	7.20
公立	専科	95	3	98	3.06	814	3	817	0.37
私立	大学	1,382	126	1,508	8.37	8,189	1,276	9,465	13.48
	単科大学	1,036	97	1,133	8.56	8,936	1,105	10,041	11.00
	専科	334	25	359	6.96	2,250	505	2,755	18.33
	合計	2,752	248	3,000	8.27	19,375	2,886	22,261	12.96
全国	6,644	407	7,051	5.77	38,987	5,270	44,257	11.90	

江蘇古籍出版社『中華民国史档案資料匯編』により作成

表3の一九三三年の民国教育部高等教育司の統計から分析してみると、国立大学の在籍数は合計で一万三千百七十三名、うち男子が一万千三百三十九名、女子が千八百三十四名で、十三・九二%しか占めていなかった。省立大学の在籍数は合計で四千四百五十八名、うち女子生が二百五名で僅か四・六%しか占めていなかった。私立大学の在籍数は合計で九千四百六十五名、うち女子学生が千二百七十六名で、十三・四八%を占めている。以上の数字を見れば、女子大生の在籍数は、国立大学のほうが高かったことがわかる。その原因は、先ず国立大学が先頭にたつて男女共学を実施したためでもあり、教育部が積極的に誘導したことにも関係がある。たとえば前述した北京女子高等師範学校を見てみると、資格は身体健全で、品行方正、十八～二十二歳の女子、女子師範学校あるいは中学校を卒業した者、未婚者となっており、特に第七条の項目内容は注目すべきもので、「学費、食費、寮費などは全額免除。書籍、制服及び他の支出だけは本人が負担する」と定めている。(注6)

省立学校に対しては、一九二四年、教育部が山東省教育庁、吉林省教育庁、甘肅省教育庁、直隸教育庁および湖北省、江西省、浙江省などの諸省については「学校の費用については省により提供すること」とした。その費用は「師範本科の場合、經常費用少なくとも三万五千元」。(注7)

大学のほかに、学院と専科がある。学院は単科大学を指している。専科は専攻に分かれ、専門学校に相当する。表3の通り、国立の在校女子学生は十四名、省立は三十七名、公立は三名、私立の場合はやや多く五百五名、これが一九三三年の状態であった。やはり伝統的な考え方である「男は



外、女は内」の影響と、経済的な原因などによって女子専門学校はあまり大きな発展をみなかった。とにかく、民国三十年代までの、専門学校から大学の女子教育の発展は以下のように位置付けられよう。

一つ、専門分野は主に師範類、家政類、医学類など数科目に分類されている。

一つ、地理的：北京、直隸、山西、江蘇、湖北、湖南、広東、福建などのほかは、内地や辺境地は極めて少なかった。<sup>(注8)</sup>

また、一九三三年全国大学・専科等教育統計表の教員数を見てみると、計七〇五一名いるが、女性教員は四〇七名で僅か五・七七%しか占めていなかった。女子教員が極めて不足であることを窺わせる。

一九三二年十一月、教育部は「小学法」を發布、翌年三月「小学規則」も頒布した。「小学法」はそれまでの小学校の学制を整備するためにつくられたものである。その教育方針を見ると、児童の心身を発展させ、国民の道德基礎および生活に必要な基本知識技能を養成する。六年二学制は変わっていないが、前四年は初級小学、後二年は高級小学とする。また地方の市、県、区、郷、鎮によって、これを運営する経費は、小学は学費を収めない（無月謝）、しかし地方の状況によって適宜徴収できるが、公立小学の場合は、各人各学期、初級で多くても一円を超えることができず、高級で多くても二円を超えることができない。私立小学校は初級で上限は三円まで、高級でも六円を超えることができない。学生の学費の支払能力がない児童は、小学校長が事情を酌量し、学費の一部あるいは全部を免除する。これによって、どの児童も入学できるようになっており、小学教育、いわゆる義務教育の普及には重大な意義を持つものである。

### 三、義務教育の実施

#### 1、義務教育の発足と教員不足

「学校系統改革案」は、従来、六・三・三・四制を導入した学制改革として注目されてきた。確かに「学校系統改革案」では、「小学校の修業年限は、六年とする」と明記され、初等教育の年限が七年から六年に短縮されたのであった。しかし、初級四年と高級二年に分け、前者を義務教育とすることも明記された。さらに、初等課程の年限を一年延長できること、すなわち、課程三年とすることもできることが明記された。当時、中学校の修業年限は、一九一二年に公布された「学校系統令」と「中学校令」において四年と定められ、以来、壬戌学制と教育部「学校系統改革案」の公布に至るまで、変更されたことはなかった。

しかし、外国の西洋式教育は工商業的社會組織を基盤とし、学校は都市に集中することが特徴となっているが、中国は、数千年来続けてきた農業国家であって、80%以上の人口は農民である。そして、社会組織、政治制度など、すべて小規模農業的經濟秩序の基礎の上に立っている。農村では交通不便で、さらにその生活水準は都市と比べることはできない。例えば四川北部、湖北西部、あるいは奥山地や辺境に住んでいる農民たちは、子供を都市の学校に入学させることは想像できない。ところが中国の学校、特に師範学校はほとんどが都市に集中しているのである。そこで、学制

改革の実施に当たり、教育部は柔軟な姿勢を見せたものと思われる。

一九四八年の『第三次中国教育年鑑』によると、各師範大学・学院・専門学校の状況は以下の通りであった。

表4 師範大学・学院・専門学校の状況

* 国立師範大学・学院：10校	
・ 北平師範大学（北京）	・ 昆明師範学院（昆明市）
・ 師範学院（北京）	・ 西北師範学院（西安市）
・ 湖北師範学院（武漢市）	・ 女子師範学院（北京）
・ 南寧師範学院（南寧市）	・ 長白師範学院（長春市）
・ 貴陽師範学院（貴陽市）	・ 社会教育学院（北京）
* 省独立師範学院：6校	
・ 江蘇省立江蘇学院（南京）	・ 四川省立教育学院（成都市）
・ 江蘇省立教育学院（南京）	・ 河北女子師範学院（保定市）
・ 安徽省立安徽学院（合肥市）	・ 山東省立師範学院（済南市）
* 国立専科師範学校：4校	
・ 国立康定師範専科学校（四川康定市）	・ 国立幼稚師範専科学校（北京）
・ 立体育師範専科学校（北京）	・ 国立国術体育専科学校（北京）
* 省立専科学校：7校	
・ 江西省立体育師範専科学校（南昌市）	・ 上海市立師範専科学校（上海市）
・ 四川省立体育師範専科学校（成都市）	・ 遼寧省立師範専科学校（瀋陽市）
・ 陝西省立師範専科学校（西安市）	・ 寧夏省立師範専科学校（銀川市）
・ 福建省立師範専科学校（福州市）	

注：（）内は学校所在市

中国教育化学研究所編『第三次中国教育年鑑』により作成

表4からみると、すべての師範教育機関は都市に存在したことが分かる。一九二七年、「生活こそ教育、社会こそ学校」の趣旨に基づき、陶行知は曉莊師範学校という郷村師範教育の実践を積極的に行ったが、わずか3年で閉校のやむなきに至っている。

この郷村師範教育振興のための農村の教員は極めて不足していたが、教員は都市に集中している。ところが、義務教育を普及させる対象としての子供は、80%が農村の子弟なのである。この「都市の教育を重んじ、農村の教育を軽視する」という傾向は、教育改革の中で今でさえも大きな問題となっている。師範学校はほとんどが一部の大都市に集中しており、これは必然的に地方子弟の教育機会を低減するものであり、これによってもたらされる一部先進都市と地方都市や農村の文化程度の格差は、ますます広げられることとなったのである。

義務教育もまた、必ずしも順調に発展することはできなかったが、これもまた教員不足から来る問題であった。一九八〇年代末頃までに800万人以上の小・中学校の教員が存在したが、資質、人数のいずれにおいても9年制義務教育の必要数に応じることはできなかった。200万人の小・中学校教師が不足しており、とくに農村小・中学校教師が不足していた。教員不足の問題は、むしろ人

口増加との関係があるという見方もできようが、師範学制が経済的・社会的基盤を異にする中国社会には完全に合致していなかったことと直接的な関係があろう。

教育家舒新城はこの点について次のように論じた。

「教育は社会の需要に合えば、その効果がある。そして、社会の需要はまた、ほとんど経済的制度を決定的な原因としている。中国は地大物博の小農制度の国家であって…社会経済制度は曾て変更がない。ただ教育制度のみ資本主義的方法を模倣しても、社会的需要に適應できず、必ずや悪弊が続出してしまふ。」<sup>(注9)</sup>

教育事業には、政治の安定、財力は不可欠の要素である。国家が安定し、経済的基礎が固まって初めて教育の進展もスムーズに進行する。前述したように、中国の経済は農業経済からやっと一步を踏み出したところで、その経済的基礎は極めて貧弱であった。清末以後、戦乱頻発と外国への巨額の賠償支払い、とくに民国に入ると軍閥混戦による教育経費の激減は、学校の運営に大きな支障を来した。一九一九年の統計によると、海・陸軍費は国家予算の42%を占めているが、教育経費は僅か19%に過ぎなかった。

## 2、義務教育の発展

一九三〇年四月、教育部は全国教育大会の審査を通して、「実施義務教育初歩、計画草案」を公布し、全国の学齡児童に対し初級小学四ヶ年の義務教育を受けさせるという教育案の実施が始まっていたのである。義務教育実施の難点は、農村および都市の貧困家庭の子供である。これに対しては「状況酌量の上、変通方法を取る。即ち、麦刈り時は半休暇とし、この間は午前中のみ授業とする。国庫が空虚欠乏し、農村では農民の人手やまた児童の手伝いを要する時は、全国の学齡児童に対し一律に、四年間分の課程を、断続的に登校させて習得させる。故に一種の変則通学方法を規定し、義務教育を受けるべき児童に対し、その家庭の状況により次の五種の入学方法のうち、其のひとつを選択すること。

一つ、正式に四年間の小学に入学する。

一つ、正式小学三ヶ年の授業を修学した後、補習学校に入学。毎夜二時間の授業を受ける。満二年後、初級小学卒業と認める。

一つ、正式小学一年の授業を受け修業した後、補習学校に転入し、毎夜二時間の授業を受け、満六年後、初級小学卒業と認める。

一つ、正式小学一年は補習学校二年に等しく、補習学校にて授ける授業は、正式初級小学校の授業と等しい。要するに、正式小学に入学したが継続授業を受けることができない者に対し、補習学校に転入し、教育を受けること。自習制度については、初級小学授業を自宅で自修し、学校の試験に合格した者には入学の義務を免除すると定められている。

義務教育の期間は「五年以内に全国の教師を養成し、都市及び農村教育実験区を千五百ヶ所設け、全国各重要県に義務教育の小規模な実験を行い、以後逐時拡張し、二十年後、全国一律に義務教育を実施する」と、義務教育実施目標を立てている。

この「実施義務教育初歩計画案」と「小学令」の発布は、初等教育の普及に画期的な役割を担っ

ている。

一九七〇年代以降、国民経済と財政状況は徐々に好転し、教育経費も大幅な伸びを示した。一九八七年の国家予算の中で、教育費支出は277.02億元、八九年同397.72億元、さらに九三年の全国教育費の支出は1488.78億元で国家予算の2.68%を占めており、年平均の国家財政収入の伸びを上回っている。<sup>(注10)</sup>

しかし、現在の中国の教育費と実際の需要との間には依然として大きな隔りがある。

この教育費の不足問題を解決するため、各レベルの政府や教育機関は多種の措置を講じており、改革の過程で関係行政部門や学者が多く構想やプランを提出している。簡単にまとめると、以下の通りである。

一つ、教育機関の発展が国家の財政能力の限度を超えることのないようにすること。

一つ、法律を通じて、教育費が国民経済及び政府の財政支出中に占めるべき合理的分配比率を確保すること。

一つ、財源を拡大し、多くのルートを通じて資金を調達し、学校運営の新体制を打ち立てること。

一つ、教育費の管理を改善し、効率を高め、不合理な支出を少なくすること。<sup>(注11)</sup>

一方、経済改革と技術革新につれ、新しい中学教育のシステムが構築されている現在、高等師範教育の養成対象の幅を広げ、初級・高級中学の教師だけでなく、中等職業技術学校の教師養成をも図る必要がある。今後の目標としては、第一に、師範大学各学科では職業技術に見合った科目の設置に努め、各関係大学・専門学校にも前者に対応した教員養成コース、あるいは教師訓練コースを設けることである。第二に、師範大学の役割を増大させ、単に教員を養成するに止まらず、教育管理・教育研究者の養成にも力を入れるべきである。

一九九三年二月、國務院は大学教育を促進するため「中国教育改革と發展綱要」を頒布し、「211工程」の実現を提唱した。211工程とは21世紀に向かって100校の大学と幾つかの重点学科を創るということである。そして中央は一九九五年6月25日、「普及9年義務教育」の中で、義務教育の予算をこれまでの毎年2億元に今後はさらに2億元を上積みすること、さらに3年以内に毎年10億元を投入することを決めている。新華社一九九五年7月10日電によると、国家教育委員会財務司副司長・錢一呈は、「政府は2000年までに、義務教育に対し累計で50～60億元の予算を投入する」と述べている。<sup>(注12)</sup>

現在、全国の小・中学生は2.6億、62万校の学校、1480万以上の教職員がいる。優秀な教育人材を育て上げるための師範教育は最も重要な課題であり、また、師範教育を大規模に充実・發展させる必要がある。

一九九五年3月18日 第8期全国人民代表大会第3回会議で「中華人民共和國教育法」を公布した。「教育事業を發展させ、全民族の資質を向上させ、社会主義物質文明及び精神文明の建設を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。」「全社会は教育事業の發展に関心を持ち、これを支持しなければならない。全社会は教員を尊敬しなければならない。」「国家が教員資格制度、職務の招聘任命制度を実施し、審査、表彰、養成及び訓練を通して教員の資質を高め…」と明確に規定したのである。本法が中国教育史上において、教師のために制定された法律であるというだけでな

く、知識や人材を尊重し、教育を優先的に発展させる戦略的地位の精神、教師の地位、待遇の改善に本格的に乗り出し、中国教育改革と発展の方針、政策などを確立したのである。

## 終わりに

公布された「学校系統改革案」は、一九一〇年代後半から一九二〇年代前半にかけて中国で展開された近代化教育の分野における一つの政策であった。

初等教育段階では四・二制が採用されると同時に、四・三制も承認された。また、中学校は三・三制が原則とされ、四・二制と二・四制が附則とされた。壬戌学制の制定を受けて、壬戌学制は中国における教育事情の多様さを反映した学制であったといえることができる。一九二八年、壬戌学制を制定した北京政府は崩壊したが、この学制は、その後も、中華民国政府によって基本的に継承された。さらに、一九四九年以後、中華人民共和国教育部によって制定された教育制度にも、この学制の根深い影響が認められた。要するに、壬戌学制は、二十世紀中国における教育制度の実質的な原点に位置づけられるのである。

「学校系統改革案」は中国近現代教育史研究においても、壬戌学制の特徴は重要な研究課題の一つとされ、具体的な検討が必要と考えられる。

## 注

- 1) 朱有璣『中国近代学制史料』第二輯上冊 P.32～33 華東師範大学出版社 1987年
- 2) 陳啓天『最近三十年之中国教育史』P.206 文星書店 1962年
- 3) 『新教育』4卷3期
- 4) 『中華教育界』14卷8期
- 5) 中国第二歴史档案馆『中華民国史档案資料匯編』第三輯 江蘇古籍出版社 1996年
- 6) 『中華民国史档案資料匯編』 江蘇古籍出版社 1991年
- 7) 教育部編審處編『教育公報』第11年第5期
- 8) 中華教育改進社編『中国教育統計概覽』P.16 商務印書館 1924年
- 9) 舒新城『近代中国教育思想史』P.62 中華書局 1930年
- 10) 『中国教育統計年鑑』P.112 人民教育出版社 1990年
- 11) 北京大学国立教育研究所「二十一世紀への教育改革」第一法規
- 12) 中国国家教育委員会教育規画辦公室『二十一世紀の中国教育 — 国情・需求・規画・対策』高等教育出版社 1990年

(サイ シュクフン：アジア文化学科 教授)